

入札監理小委員会
第531回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第531回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成31年2月1日（金）14：30～16：21

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○情報化ネットワークシステム運用管理業務（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

2. 実施要項（案）の審議

○ネットワークシステムの運用管理支援業務（宮内庁）

○情報システム運用支援業務（国立研究開発法人土木研究所）

○国有林の間伐等事業（農林水産省）

3. その他

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

情報システム基盤センター 情報システム課

清水課長、久富木課長代理、細谷課長代理

（宮内庁）

長官官房 秘書課 調査企画室

梶ヶ谷室長、小針室長補佐、志賀情報技術専門官、大屋係長、齋藤係長、本山専門職

長官官房 主計課 大塚係長

（国立研究開発法人土木研究所）

企画部 業務課 橋本課長、塙主査

総務部 佐野参事

総務部 会計課 伊藤主査

（農林水産省）

林野庁 国有林野部 業務課 嶋田企画官、楠本係長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第531回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、1番目として独立行政法人中小企業基盤整備機構の「情報化ネットワークシステム運用管理業務」の事業評価（案）、2番目として宮内庁の「ネットワークシステムの運用管理支援業務」の実施要項（案）、3番目として国立研究開発法人土木研究所の「情報システム運用支援業務」の実施要項（案）、4番目として農林水産省の「国有林の間伐等事業」の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「情報ネットワークシステム運用管理業務」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況につきまして、同機構の情報システム基盤センター情報システム課、清水課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○清水課長 中小企業基盤整備機構情報システム課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。こちらにおりますのが久富木課長代理、こちらは細谷課長代理でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、私ども中小企業基盤整備機構の「情報化ネットワークシステム運用管理業務」の市場化テスト事業評価報告の場を賜りまして、まことにありがとうございます。市場化テスト実施におきましては、公共サービス改革推進室ご担当者様、大変ご親身にご指導いただきまして重ねて御礼申し上げます。おかげさまで6者応札という、当機構の情報化調達案件の中でも競争性、経済性において大変好ましい結果となりました。また、今回の調達によりまして、10年近く同一事業者により実施されていた運用管理業務が新たな請負事業者により実施されることになり、当初はこれまでお付き合いのなかった企業様でしたので心配しておりましたけれども、引き継ぎ当初から非常に頑張ってくださいまして、機構職員からも高い評価を得ております。

それでは、私、清水のほうから内容を説明させていただきます。お手元の資料の情報化ネットワークシステム運用管理業務の実施状況についての資料をごらんください。

1番の事業の概要でございますけれども、通読させていただきます。独立行政法人中小企業基盤整備機構情報化ネットワークシステムの運用管理業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により、平成29年度から実施しております。当該法律の下での本事業の運用は、第一期目でございます。

業務内容といたしましては、本システムは、当機構の利用者の利便性向上、業務の効率化、情報の共有化を図ることを目的に構築された情報基盤であり、当機構本部の基幹LAN及び各外部拠点、囲みは飛ばさせていただきます、に設置された構内ネットワークと、それらLANを相互に接続した広域ネットワーク、インターネットの接続用の設備並びにファイル共有システム、電子メールシステム、グループウェア等の情報共有システム等、約30台のサーバ、約2,200台のクライアントパソコンから構成をされています。

本システムの利用者は約2,500人でありまして、運用管理業務の業務実施日、業務実施時間は、当機構の業務日の8時30分から19時でございます。ただし、障害対応や作業の性質上、当該時間帯にできない作業を実施する場合はこの限りではなく、一時的に異なる条件で作業が発生する場合がございます。

本業務の内容でございますが、運用管理業務といたしましてはネットワークシステム全般の管理運用、クライアントパソコンの管理運用、サーバの管理運用、セキュリティ監視業務。ヘルプデスク業務といたしましては、ヘルプデスク業務。次のページにまいりまして、契約期間でございますが、平成29年7月3日から平成32年3月31日までの2年9か月でございます。受託事業者はNTTアドバンステクノロジー株式会社、実施状況評価期間は平成29年9月1日から平成30年9月30日まででございます。

受託事業者決定の経緯でございますが、応募希望者（6者）のうち、書類条件不備のため失格があった1者を除く入札参加者（5者）から提出された適合証明書を審査した結果、当機構が定めた要求項目が全て満たされていることを確認いたしました。

入札価格については、平成29年5月30日に開札した結果、入札した全ての者が予定価格の範囲であり、総合評価落札方式によりNTTアドバンステクノロジー株式会社を落札予定者といたしました。

その後、民間競争入札により、暴力団に係る欠格事項に当たらないことを確認した上で、平成29年7月3日に契約を締結いたしました。

次の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価についてご説明いたします。評価項目はこの表のとおりでございます。アの本業務の内容を適切に実施することから、ページをめくりまして、4ページ目になりますけれども、キのサービスレベルアグリーメントまでの7項目となっております、それぞれ記載のとおり測定指標を設けております。

まず、2ページに戻りまして、本業務の内容につきましては、評価の欄に記載しておりますけれども、月次、週次の定例会時の報告資料より適切に実施されており、サービスの

質を確保していると評価いたしました。

次に、イの本システムの稼働率でございますが、平成30年5月のみメールシステム切りかえのための臨時作業実施のためOSの未稼働があり、約10時間の機器停止が発生したために稼働率が99.9%となっております。この月以外は全て100%であり、全体としてサービスの質は確保されていると評価させていただきました。

ちなみに、このときは冗長構成のサブ側のOSが未起動であったため、サービス自体は継続されておりまして、利用者にとって不具合は発生していなかったと聞いております。

次に、3ページ目のウの障害対応時間でございますが、全ての月において対応漏れ、障害漏れともにゼロ件であり、サービスの質は確保されているものとしております。

次に、エの本システム運用上の重大障害件数ですが、これについてもゼロ件であり、サービスの質は確保されております。

次に、オの問い合わせに対する応答率ですが、入電応答率は90%以上、メール応答は全件であり、サービスの質は確保されております。

次の4ページ目にまいりまして、カのヘルプデスク利用者アンケート調査については、平均スコア88点という高いレベルでの評価指標達成となっております。表欄外、下のほうでございますけれども、ここに記載のとおり、ヘルプデスク利用回数が5回以上と比較的多い職員のアンケート結果を調査対象としておりますので、信頼性は高いものと認識しております。また、アンケートをとる際に自由記入欄を設けておりますが、機構職員をはじめとして数多くのお褒めの言葉を頂戴しております。今回の市場化テストにより請負事業者が切りかわり、ヘルプデスクも専門の要員を配置いたしましたので、対応の質の面でも向上しているところではないかと実感しております。

最後に、キ、サービスレベルアグリーメントでございますけれども、調達仕様書に記載されている項目は遵守され、適切に実施されており、サービスの質は確保されております。

以上により、サービスの質は確保されていると評価させていただきました。

次に、5ページ目の実施経費の状況及び評価でございますけれども、まず(1)実施経費におきましては、本事業は、業務実施期間内において業務範囲の拡大に伴う変更契約を実施しており、これは既に昨年9月に審査、承認いただいている内容でございますけれども、実施経費が増額いたしております。費用は、その下の①のところに記載しておりますとおり、1年換算で約8,150万円となっております。

(2)市場化テスト導入前の実施経費ですが、②に記載のとおり、1カ年換算で9,07

5万円でありました。

(3) 経費削減効果でございますが、今回事業の実施期間中に業務範囲拡大に伴う増加があったため、経費比較は前回事業と同等の業務範囲で算定された当初契約金額で比較するのが妥当であると考えましたが、従前事業においても機器更新に伴う複数事業者体制、業務内容の変更がございまして、便宜上実経費ベースの比較としております。したがって、経費削減効果は1カ年平均で、アンダーラインのところでございますが、②引く①の約925万円となっております。

6ページ目にいきまして、(4) 評価でございますが、市場化テスト実施前と比較して、1カ年換算で925万円の経費削減となりまして、削減率は約10.2%。これは契約変更による増額分を加味した上のものであり、十分な経費削減効果があったと評価いたしました。

次の4番目、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございますけれども、大きく3項目挙げました。まず1つ目として、グループウェアの活用による業務効率性の向上でございます。機構では、コミュニケーションツールとしてサイボウズというソフトを利用しています。記載のとおり、データベースであるサイボウズデジエ機能のうち、これまで機構ではほとんど利用していなかったリレーション機能、メール通知機能、これらは標準で装備されている機能ではありますが、これらをうまく活用いたしまして、自動メール通知、電子承認の仕組みを構築し、ユーザーからの申請業務受け付けの効率化を図っております。

次に、(2) セキュリティ対策の強化でございますけれども、詳細は割愛いたしますが、①USB機器利用制限機能の強化、②Active Directoryサーバ内の利用情報の整理、③脅威メールの日次チェックの実施ということを請負事業者みずからの提案で行っております。

7ページ目にまいりまして、(3) 機構運用担当者とヘルプデスク間のコミュニケーション強化でございます。機構運用担当者とヘルプデスク間のコミュニケーション強化のため、管理ソフト、Redmine、これはオープンソフトでございますけれども、これを請負事業者からの提案で導入し、相互がリアルタイムにトラブル等対応状況を共有できるようになりました。これによりまして案件の対応漏れ、対応完了通知漏れなどが減少いたしまして、ユーザーからの信頼を得ることができたと考えております。

次の5番以降を通読させていただきます。全体的な評価でございますけれども、平成29年7月より実施している本事業は、市場化テストによる競争性が確保された中、新たな

請負事業者のもと、重大な障害もなく適切に履行されており、業務の質も確保されております。

また、請負事業者自らの創意工夫も十分に発揮されており、アンケート調査の結果は88%という高い平均スコアとなり、機構運用担当者のみならずユーザーからの評価も非常に高くなっております。

経費面では事業実施期間中に契約変更による経費増額がありましたけれども、それを含んだ上で市場化テスト導入前の約10.2%の削減効果を得ることができました。

6番の事業の実施状況と今後の取り組みでございますけれども、本事業の市場化テスト導入は今回が初めてでございますが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりであります。

実施期間中に請負事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等はありませんでした。

請負事業者につきましては、創意工夫が十分に発揮され、機構運用担当者の業務効率向上につながると同時に、アンケート結果からユーザーの評価も高いと判断しております。

実施状況につきましては、監事及び外部有識者を含む契約監視委員会が機構内に設置されておりまして、その枠組みの中で実施状況の評価を受けることとしております。

市場化テスト導入前は1者応札でございまして、それ以前も随意契約事前確認公募による契約でございましたけれども、今回の入札では6者からの応札がございまして、公平な競争性は十分に確保されたと思っております。

本事業の確保されるべき質について、全て目標値を達成していたということです。

従前経費と比較した結果、当初予定にはなかった「個別IT化推進計画」の実行により、急遽導入した機器の運用管理費用の増加分を含めても約10.2%の費用が減少しており、経費削減の効果で効果を上げていると考えております。

上述のとおり、本事業について総合的判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては「市場化テスト終了プロセスおよび新プロセス運用に関する指針」、次のページでございますが、に基づき、終了プロセスへ移行した上で、自ら公共サービスの質の向上と経費削減を図っていくこととしてまいりたいと思っております。

なお、終了後も公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて進めてきた公共サービスの質、実施期間、入札手続、情報公開に関する事項を踏まえた上で、事業の実施状況評価も含め、機構自体で公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくこ

ととしてまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして、総務省より説明をお願いいたします。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価（案）につきまして、資料A-1に基づきご説明いたします。

本資料のIでございます事業の概要につきましては、先ほど中小企業基盤整備機構からご説明がありましたので、改めてのご説明は割愛いたします。

IIの評価について以降をご説明いたします。まず、結論から申し上げますと、市場化テストの終了プロセスへの移行が妥当だと考えております。以下、本件について申し上げます。

まず、実施内容に関する評価につきましてでございますけれども、これはA-1の2ページ以降でございますが、確保されるべき質について設定された基準は全て満たされており、適切に履行されていると考えております。

続きまして、(3)にございます実施経費、資料の4ページでございますけれども、こちらにつきましては従前かかった経費に比べて約10%程度削減されております。

続きまして、(5)の評価のまとめにつきましてでございますけれども、5ページ目です。こちらにつきましては確保されるべきサービスの質について全ての目標を達成している点は、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、業務を受託している民間事業者からの提案により、グループウェアの活用、あるいはセキュリティ対策の強化といった知見を有する民間事業者ならではのノウハウや創意工夫の十分な発揮が、業務の質の向上に貢献したものと考えております。

また、実施経費の観点から見ますと、業務量の増加があったものの、約10%の減額となっておりますので、業務の効率性が図られたという評価になるものだと考えております。

また、応札者数につきましてですけれども、システム開発業者を中心に6者が応札したという点を踏まえれば、十分な競争性が担保されていると考えてよいものだと思います。

最後に、今後の方針でございますけれども、最後の6ページ目でございます。本事業は、先ほど機構からご説明がありましたとおり、今期が市場化テストの1期目でございます。

機構といたしましては、平成26年3月19日に本監理委員会で定められた終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしているとして、終了プロセスへの移行を表明しております。

この点につきまして、当該指針で定められた基準である5点にそれぞれ当てはめますと、まず事業実施期間中に業務改善指示や法令違反はなかった、及び実施府省等において実施状況を外部の有識者がチェックする仕組みを備えているという、この2点につきまして満たしております。

また、そのほかの点でございます競争性の確保、達成目標の達成及び経費削減の実現という3点につきましても、先ほどご説明したとおり、いずれも満たしていると考えてございます。

その他事業実施期間における機構と実施事業者の取り組みを踏まえまして、市場化テストの終了プロセスへの移行につきましては、私ども事務局としても異論ないものと考えてございます。

なお、終了後につきましても、引き続き機構に対しては、これまで本監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてまいりました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、みずから公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを求めることといたしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員の方はご発言ください。いかがですか。

非常にいい結果なので、あんまり意見もないかなということでございます。第1回で競争性とかコスト的な面で非常にいい結果かなと思うんですけども、参考までにとということで、今回いろいろ要項を直して説明会で説明をして、多くの事業者が参加するというのはあれなんですけど、14者も説明会に来たということについては事前のいろいろな工夫はされたんですか。

○細谷課長代理 私から申し上げます。1つは、事務局様大変ご尽力をいただきまして、各業界団体様に入札情報の提供を適切にやっていただいたおかげではないかなと思っております。それから、私どものほうでもこのプロセスによることがあらかじめわかっております。

ましたので、私どもの通常システムの運用をやっている事業者だけではなく、ほかの業務システムを運用している事業者などに少し前広に、RFIという形でお声がけをさせていただいたというのも少しいい方向に進んだのではないかと考えてございます。

○井熊主査 そういう案件をほかの案件でもぜひ参考にしていきたいと思います。ありがとうございます。

大変よい結果なのであまり意見も出ませんが、本事業の評価（案）の審議につきましては、これまでとさせていただきたいと思います。基本的には終了プロセスの移行に対して、委員の方々、先生の方々も異論がないということだと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○井熊主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了プロセスに移行することとして、監理委員会に報告したいと思います。どうもありがとうございました。

（中小企業基盤整備機構退室、宮内庁入室）

○井熊主査 それでは、続きまして、宮内庁のネットワークシステムの運用管理支援業務の実施要項（案）について審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、宮内庁長官官房秘書課調査企画室、梶ヶ谷室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○梶ヶ谷室長 宮内庁調査企画室の梶ヶ谷と申します。本日はよろしくお願いたします。

今回ご審議いただく宮内庁共通基盤システムの整備・保守及び宮内庁ネットワークシステムの運用管理業務に係る民間競争入札実施要項（案）でございますが、市場化テストの3期目となるものでございます。すなわち2015年2月から2019年3月までの50カ月のものが第1期目、2019年4月から2020年1月までの10カ月のものが第2期目、そして今回2020年2月から2024年1月までのものを第3期目としてご審議いただくものでございます。

なお、第1期目と第2期目とも、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務については、システムの整備・保守に係る調達とは別の調達として行ってきましたが、今回は本実施要項（案）の14/204ページをご参照いただければと思います。そこに図がございまして、2つの図うちの下の方の図でございまして、中ほどの現行宮内庁NW機器賃貸借等事業者とあるのがそれに当たるのでございますけれども、このシステムの整備・保守に係る調達につきまして、基盤サーバ群に係るものとネットワーク機器回線等に係る

ものとは分離することといたしまして、その上で運用管理支援業務の調達については業務の主な対象が基盤サーバ群に係るものであると。そういうことから、基盤サーバ群の整備・保守に係る調達と統合して行うこととしております。

統合して調達することの趣旨といたしましては、システムの整備・保守と運用管理業務の調達を分けた場合、整備・保守の業者であればシステムに習熟しているということがありますので、運用管理業務の入札においてどうしても整備・保守の業者が有利になり、競争性の確保が難しくなるということがあります。他方、事業者が別々となった場合について考えますと、システム上のトラブルがあった際に、整備・保守としての対応か、運用管理での対応かの調整が必要になりまして、その分、時間を要するということがあります。調達を統合すれば特定業者の優位性はなくなると考えられ、さらなる競争性の確保につながり、さらにユーザーの側から見てもトラブル発生時に円滑な対応を受けることにつながるというメリットがあるものと考えております。

今回このように調達を統合することによりまして、今回の請負者の業務には第2期目までとは異なり、システムの整備・保守も含まれることとなりますが、運用管理業務の内容自体についてはこれまでと同様となっております。

なお、若干細かい話でございますが、従来、調達名において「運用管理支援業務」という表現を用いておりましたのを、今回は「支援」という文字を削り、「運用管理業務」としてしております。その趣旨は、「支援」とありますと、別に当該業務を行う主体があって、その支援を行うにすぎないという感じになると思いますが、「運用管理」については、まとまりのある業務として実施していただくことになるものでございますので、「支援」という文言を付さないほうが実態に合うだろう、仕様書の内容にも合うだろうということで、今回削っております。

続きまして、今回の入札に関しての工夫でございますが、その前にあらかじめ第2期目の入札の結果を申し上げますと、2者応札となりまして、1者応札が改善されました。応札については事業者側のさまざまな判断があると思いますが、それでもこれまでのご指摘を踏まえて検討してきたことの成果であるとも考えておりまして、第2期目で取り組んだ工夫については今回も取り組むこととしております。

その上でさらなる工夫ということでございますが、実施要項（案）の17／204ページに記載しておりますが、運用管理業務に係る人員体制について、事業者がリモートによる運用作業員のサポートを行うことができるということについて明記することといたしま

した。どういう趣旨かと申しますと、人員体制に係る最低限の要件としては、運用管理責任者1名について平日60%の勤務、運用作業員1名について平日の常駐としておりますが、その時々業務状況によっては、それ以上の人員体制での対応が必要となる場合があります。

ただ、事業者側としても専門知識、能力を有する人材は限られていると思いますので、追加の人員を宮内庁に出向させるとなると、人的資源の活用という点で大きな制約となり、コストも大きなものとなります。

そこで追加のマンパワーが必要となる場合に、事業者の保有する拠点からリモートで運用作業員のサポートを行うことを認めれば、事業者の側にとっても効率的な人的資源の活用が可能となり、また宮内庁としても随時必要な分のサービスを柔軟に受けることができることとなります。実はこのことは第2期の事業者から提案を受けて認めたものなのですが、事業者と宮内庁、双方にとって有益な方策であると考えられますので、今回あらかじめ明記することといたしました。

なお、リモートでのサポートについては、情報セキュリティの観点から、リモートで作業を行うためのネットワーク接続、リモートで作業を行う拠点施設、リモートで作業を行う端末について必要な要件を満たす必要がありますので、これらの要件についても明記しております。

そのほかにも幾つか改めた点がございまして、それについては担当のほうからご説明いたします。

○齋藤係長 宮内庁調査企画室情報係の齋藤と申します。お手元にございます実施要項(案)、資料B-2-1の資料を用いまして主な変更点をご説明させていただきます。

まず初めに、資料の145/204ページをごらんください。こちらに会議体の設置に係る記載がございます。契約締結後、次期宮内庁情報ネットワークシステム全体の整備、運用を円滑に行うため、宮内庁が中心になり関係者を集めた会議を設置することにしております。

本会議には宮内庁、審議いただいております本調達の落札事業者、現行の宮内庁ネットワークシステム運用管理支援事業者及び、本調達の対象外ですが、宮内庁WAN回線、インターネット接続サービスや、これらに伴うネットワーク機器の設計構築業務を担う事業者の4者が出席いたします。また、本会議は、本調達の契約後の2019年9月上旬から2020年1月までの5カ月間、毎週1回開催いたします。

会議体を設置する趣旨ですが、今回、宮内庁のネットワークシステムの大幅な再編を行うため、宮内庁と事業者間または事業者と事業者間での調整事項が多数生じることが予想されます。とりわけ事業者間の調整について事業者同士に委ねることにしてしまうと、なかなかうまくいかないことも考えられ、事業者にとっても負担が大きいと思われるので、宮内庁が主体となってその調整を進めていこうとするものです。また、各システムの運用開始からだけではなく、構築段階からそれぞれの立場に基づいたご意見をいただき、それを反映させることもこの会議を設置する目的の一つであります。

関係者との調整の中で、どうもこれは各システムの構築レベルで対応しないとうまくいかないという課題が明らかになった場合でも、手遅れにならないうちに調整を図って対応してもらいたいということであります。

ご承知のとおり、公共サービス改革法では、事業者に対して持っている専門的な知識、経験に基づき、創意工夫を発揮していただくことを求めているところです。宮内庁が主体になり、事業者には創意と工夫を発揮していただき、宮内庁情報ネットワークシステム全体がよりよいものとなるよう進めていければと考えております。

なお、会議体については、本調達の仕様書だけでなく、この会議の出席者の業務であるネットワーク回線・機器に関する供給業務の調達仕様書にも記載しているところです。

続きまして、174/204ページをごらんください。総合評価落札方式の導入でございます。第2期の調達までは最低価格落札方式をとっておりましたが、今回から運用管理業務の調達と宮内庁共通基盤システムの整備と保守の調達を統合し、事業者には幅広い業務を担ってもらうこととなりますので、事業者の創意と工夫に期待する意味からも総合評価落札方式を導入いたします。その場合でももちろん価格は大きいポイントではありますが、総合評価落札方式を用いることで、価格だけではない競争の場面を設け、意欲のある事業者の参加を促すことができると考えております。

評価表を作成するに当たり留意した点について説明いたしますと、資料の178/204ページにある評価基準表のとおり、加点ポイントにつきまして、加点するに当たり、仕様書上のどこを重視しているかを明確にし、事業者が提案しやすいようにしております。

また、私どもといたしましては、今回システムの整備・保守と運用管理業務を統合して調達するので、それを生かせるよう、例えばセキュリティに係る業務は確実に、かつ早く実施していただく工夫、運用管理作業員については単なる資格条件だけでなく、これまで担当した業務における役割や、そこで出した実績といった具体的事例を示し、それに基づ

いて、ユーザーからの照会に迅速に対応できるといった提案などを示していただけることを期待しているところです。

続きまして、資料戻りますが、57/204ページをごらんください。用語の定義の充実化でございます。本調達の業務と特に関係がある用語について、その定義を一覧にして示しております。今回、宮内庁のネットワークシステムの大幅な再編を行うこととなりますので、さまざまな調整事項が生じることが考えられ、あらかじめ用語の定義を示しておく必要があると考えました。これにより、事業者によって用語の解釈が異なることを防ぎ、とりわけ新規の事業者の不要な不安感を除けるという利点もあると考えております。

続きまして、168/204ページになります。宮内庁情報ネットワークシステムの調達機器と調達事業者の役割範囲を明確化したということです。資料でいいますと、別紙4の本調達機器及び各事業者の役割範囲という資料になりますが、この資料を仕様書の添付資料として、宮内庁情報ネットワークシステムの調達機器と調達利用者の役割範囲を今回新たに作成いたしました。

今回、宮内庁のネットワークシステムの大幅な再編を行うことから、それぞれの業務を受注した事業者の役割分担を明確にしておく必要があると考えました。この一覧表により、事業者が宮内庁のネットワークシステムにどのような機器が置かれるのか、その運用と保守はどこが担うのかがわかるようになっております。以前のネットワークシステムの調達仕様書においては、このような資料がなく、事業者の方々に調達機器の概要を理解してもらうまでに時間を要しておりました。その反省もございまして、今回から事業者が入札に係る見積もりを正確に、かつ効率的に行えるように工夫をしているところです。

以上が、今回の調査における主な変更点の説明でございます。

以上で終わります。

○井熊主査 よろしいですか。では、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言願います。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。調達の範囲と組み方を随分変えてきているという印象なんですけど、よくわからないのが、仕様書内で言葉が少しわかりにくくなっているかなということもあって、例えば73/204のところに更改範囲が書いてあるというふうに書かれているんですけども、先ほどのご説明だと、今回の審議対象というか、調達範囲は宮内庁ネットワークシステムと言われていた部分のファイルサーバ、サーバに関する部分とおっしゃっていたんですが、この絵を見るとプリンターとか、いわゆるネッ

トワーク機器に関するところにもピンク色の絵で機器更改範囲が入っていて、どういう部分に分かれて、もともとのものを分けて、今回の調達範囲に入っているのかというのが仕様書ではよくわからない部分があるんですが、そこら辺はきちんと整理できているんでしょうか。

○大屋係長 情報セキュリティ係長の大屋と申します。今のご質問にお答えいたします。こちらの今お話しいただきました、73ページの機器更改範囲の赤色で囲っている部分ですけれども、こちらはこの調達仕様書の案件の共通基盤システムの整備・保守及び宮内庁ネットワークシステムの運用管理業務に係る業務の更改範囲ということにとどまらず、来年度もう一つの調達として宮内庁統合ネットワークシステムの調達がございますけれども、そちらの機器の更改範囲も含めた図でございます。

したがって、来年度のネットワークシステムの更改において、これらの機器部分について更新をいたしますという意図で書かせていただいたんですが、今、先生からご指摘を受けましたとおり、初めて資料をごらんになる方の目線から見ると、ちょっとわかりにくいと。もしかしたら、事によると誤解を招きやすいということもあろうかと思っておりますので、その点は最終的な仕様書を作成するまでに、より誤解のない記載、表現を心がけていきたいと思っております。

○小尾専門委員 ありがとうございます。多分そういうところが少しあって、今回の仕様書はまだ、暫定版じゃないですけれども、これから。

○大屋係長 最終版ではないです。

○小尾専門委員 最終版ではないと思うので更改をされていくと思うので、その辺は少し注意をしていただければと思います。

もう一つは、最後、今回総合評価にすると行って、評価基準書があるんですけれども、先ほど黄色の部分の評価項目のところを重点的に見てほしいというお話があって、その部分を加点項目にしているということですが、一方で、これは事実上必須項目にもなっていて、例えばこれは必須項目だということで、加点項目200、100となっているわけですけれども、176/204のところ、基準で「最優秀」「優秀」「その他」となっているわけですけれども、その他になると、これは必須項目なので、零点ということに満たしていないということになってしまうような気がしていて、そうすると失格になってしまうわけです。

そうすると、実質上、加点項目の評価レベルが「最優秀」と「優秀」しかなくて、2段

階の評価になってしまうので、少し粗過ぎるのではないかなと。通常、加点項目だと、「最優秀」「優秀」「標準」みたいなのがあって、「その他」みたいな形になっていて、必須項目としては満たしているけれども、ゼロ点になる場合というのものもあるし、「そこそこいいよ」、また「優秀」「最優秀」みたいな形で、レベル感が4段階ぐらいになっているのが一般的なもので、2段階になってしまうとなると、点数差が開かなくなる可能性がありますので、少しここら辺は変更をお願いしたいと思います。

○齋藤係長 恐れ入ります。配点方針につきましては、後ほど検討いたしまして、先生のご意見を踏まえた形で調整するようにさせていただきたいと思います。

○井熊主査 ほかにどうぞ。

○大山専門委員 よく理解できてないので、ちょっとお聞きしたいんですが、会議体の設置の話が9/204にあります。今日の調達は運用管理支援業務かな、支援をとるかどうかは別にしても、という話なんですけれども、全体の調達って何本あるんですか。

○齋藤係長 全体の調達は本調達を含めまして2本になります。

○大山専門委員 そうすると、もう1本別にかかっている、そちらのほうとこことの関係はどういうふうにお考えになられているのでしょうか。

○志賀情報技術専門官 会議体ですけれども、もう一つの案件と今回の案件の業者と一緒にやる会議体になっておりまして、145ページの会議体のスケジュールにありますけれども、その2019年9月から10月にかけて、ほかのもう一方の先行で調達を行う業者と今回の業者とで打ち合わせを密にして、いろいろと調整を図り、課題等を解決していくって、認識のずれとかがないようにしていくという形をとろうと思っています。そのあたりで関係しています。

○大山専門委員 ありがとうございます。そこはわかりましたが、4者ですね、宮内庁さんを抜いて、あと3者いると書いてありますよね、この会議体は。そうすると、一番最後の運用管理支援事業者というのは、この調達そのものだと思うんですけれども、今お話になっているもう1本の調達というのはネットワーク受託者なんですか、CISの受託者なんですか、それとも両方が一緒になるというのがございますか。

○齋藤係長 恐れ入ります。別の資料でご説明させていただきたいんですが、資料B-3をごらんいただいてよろしいでしょうか。申しわけございません。

こちらのスケジュールというところをごらんいただきたいんですが、今回の会議体で出てくるものにつきましては宮内庁を含めて4者ということで、まず1つ目は宮内庁

で、2つ目に本調達の対象外でございます運用管理支援事業者、同じく本調達の対象外でございます宮内庁の統合ネットワーク業務の事業者、今回の新規対象となっております宮内庁のC I S 保守及びその運用管理業務の事業者、この4者で協議を行うという会議体でございます。

運用管理支援事業者につきましては今年の4月から運用を開始することになっておりまして、宮内庁の統合ネットワークにつきましては、先行して5月中旬ごろから設計構築テスト移行業務を行いまして、現在の審議対象になっております調達につきましては、ご説明したとおりの形になっております。

○大山専門委員 その点は今の説明で結構なんですけど、この3つのそれぞれのところの話は、入札制限をかけるのか、そういうことも何もない状況で走るんでしょうか、それとも入札制限はかかるんですか。

何が言いたいかという、宮内庁さんが自主的にあとの請負3者を調整しなきゃいけないということが前提になっていると思うんですけども、結構大変だと思うんです。そのことをお考えになると、普通は入札の制限か何かかかるので、その体制をとるんですという話だとずっと入ってくるんですけども、そうじゃなくて、これは応札する側から見ると、この前提をちゃんと理解した上で入札しようとしても不安があると思うんです。その不安をなくすことが競争性を高めることになるので、その辺の説明のところはどういう形で書かれて、この仕様書以外の資料が出るのかも含めて、その辺のところが第一印象としてちょっと心配なので、教えていただきたいと思うんですけど。ごめんなさい。まず入札制限はかけるんですか。

○齋藤係長 入札制限はかけません。

○大山専門委員 それで今の別の調達が走るということは、この調達の仕様書に書いてあるんですか。

○齋藤係長 こちらの調達仕様書のほうでも、別の統合ネットワークの事業者と協力するようというところで、調達の仕様書の中には書かれております。

○大山専門委員 でも、でき上がるものによってはわからなくなるということは、そういう心配は全くないという前提に立てるといって何らかの確証があるんですか。あるいは何か保証してあげるんですか。要は一般的なノウハウを持っていれば大丈夫ですよというのがないと、あけてみたらあれっというんじゃ、応札しにくくなりますよね。その辺どうなんですか。

○大屋係長 先生の心配されている点というのは、統合ネットワークの調達と今回の審議の対象の宮内庁C I S運用管理の業務の2つの調達に分かれていることによって、そこで連携等がうまくいかないものになってしまうのではないかとのご心配でしょうか。

○大山専門委員 連携はそちらが努力なさるんだと思うんですけども、そのために会議体をつくるんだと思いますが、応札しようとする側はどんなものが相手方に入ってくるか、自分の場合であればわかるんですけども、そうではない可能性があるので、不安があると思うんです。そうすると、全部をとりにくるというのが普通の考え方になるんじゃないかと。

したがって、入札制限のかかってないということだとすると分けてやっている、もちろん分けてやるのは結構なんですけれども、これは逆にハードルを高くしていませんかという心配をちょっとしているんです。

○大屋係長 まず、先に調達いたします今回の審議対象外の宮内庁統合ネットワークのほうの業務でございますけれども、こちらは基本的に一般的なインターネットの接続回線であるとか、WAN回線であるなどの通信回線の契約、あとネットワークのLANの線を引いて接続のスイッチなど、そういうところの調達でございますので、C I Sの今回の議論の対象の調達で調達するサーバ群をのせるための、例えると、インフラの整備といえますか、そういう土台の整備でございますので、そういう点で別々の調達になることによってという先生の今の懸念というのは、それほど心配に当たらないのではないかと考えるところでございます。

○大山専門委員 そこをちゃんと書いてあげるか、言ってあげればいいんだろうと思うんですけども、そうじゃないと、そうは言ってもありますから、世の中にはいろいろな違うものを打ち込む人たちもいるので、その責任は宮内庁がとるという形にしなきゃいけないと思うんです。今みたいなことでやるのであれば、普通はそれだけしっかりと見ればいいわけですけども、その辺の体制を含めて大丈夫ですかってちょっと。

一般論ですけども、調達を幾つかに分けたものを統合してうまく動かすというと、会議の時間がかなりかかって、結構生産性が落ちちゃう例があるんです。ご存じだと思うんですが。そこの関係を見たときに、ちゃんとスペックが決まってもそういうことは起きるので、その辺のところだけは相手にわかるように工夫していただければと思います。

○大屋係長 統合ネットワークにおきましてもC I Sと同じ総合評価落札方式でございますので、事前に応札に応じる各社から提案書をいただきまして、ちゃんと後方機器などの

リストなどもいただきまして、その上で宮内庁で総合的に評価いたしますので、そのところは担保されるかと思えます。

○井熊主査 ほかはいかがですか。

○関野副主査 ちょっと理解できなかったのですが、申しわけないんですけども、今回第3期目というご説明があって、3期目の取り組みは先ほど統合ということであつたんですけども、第3期目の目的といいますか、システムを更新するという目的は何を目的としているのかというのが1つ問題です。

それからもう一つは、今、質問のあったとおり、4者の会議がありますけれども、問題になっている宮内庁のC I Sの調達と運用管理の支援業務の方がもう1人いますけれども、これは同じ方がやるという思惑でやっている。つまり4者会議と言いながら、3者でやるという理解でよろしいのでしょうか。そこだけお願いします。

○齋藤係長 まず、2つ目の後半のほうの質問でございますけれども、運用管理の事業者につきましては4月から運用を開始する現行の事業者とC I S、今回の統合して担っていただく運用管理業者は別でございますので、3者でなく4者での会議ということになります。

○関野副主査 ということは、運用管理支援事業者というのはもう決まっているということですか。

○齋藤係長 4月からの運用管理事業者は11月に入札をして。

○関野副主査 第2期の人で。

○齋藤係長 はい。ということです。

○関野副主査 じゃ、第2期の。なるほど。済みません。目的は。

○齋藤係長 目的でございますが、宮内庁のデジタル・ガバメント中長期計画を策定しておりまして、中長期計画に記載されてあります事項を達成することが、今回の調達の目的の一つになっております。

○関野副主査 端的に言うと、その目的というのは、例えばネットワークを新しくするとか、セキュリティを強化するとか、または要員を少なくするとか、そういうものがどこかにないとならぬためにやるのかというのがよくわからないと思うんですけど。

○梶ヶ谷室長 ネットワークのシステムにつきまして、従来から大体4年ごとに全体を入れかえております。4年もたちますと、ハードとかソフトもそれなりに古くなりますので、新しいものに全体を組み直す。その間にいろいろなセキュリティの向上とか、新しいもの

を更新の際に組み込んでいけるようにしようというものでございまして、これは今回また更新の時期に当たりますので、この際にひとつ工夫として運用管理業務も統合したいと考えたものでございます。

○関野副主査 わかりました。ということは、1つは、はっきり言えば、老朽取りかえとあとは効率化を図る。システムを最新のシステムにしようということによろしいんでしょうか。

○齋藤係長 結構です。

○大山専門委員 普通に考えると、現行業者が有利じゃないですか。そうなりませんか。会議体の時間も減らせるし。それでもトータルとして十分価値があるというふうにご判断なさったのであれば、もちろんそれは構わないんですけども、多分引き継ぎの時間とかいろいろなことを考えていくと、大体现行業者が有利になるのは普通なだけけれども、今回これを見ると、第2期の短い期間で入れかわっていますよね。これはなかなか頑張ったんだと思うんですよ。今の入っている、次の4月からやる方は。ということは、この方たちは当然その次の展開をごらんになっていると思うので、ぜひそこはさらなる競争が起きるようにお考えいただくほうが。

したがって、4者の会議体にはならない可能性が高いんじゃないかという気がしないでもないんです。これは邪推ですから、くだらない話でしかないですけども、何とも言えません、ぜひそこは工夫いただくほうがよろしいかと思えます。

○齋藤係長 先生がご指摘のことは留意いたしまして、今回、整備と保守、運用管理を統合した総合評価落札方式を導入いたしますので、価格だけでない競争の場を設けることによってある程度フラットな状態で入札に臨めるように、優位性というものがなくなるような工夫をしておりますので、先生のご指摘も踏まえた形で進めていければと思っております。

○井熊主査 よろしいですか。

じゃ、私のほうから。先生方からいろいろご指摘、重要な点をいただいているんですけども、先ほどもご発言がありましたけれども、総合評価のところがちよっとわかりにくいなと思えました。例えば180/204ページで、1.14のところは役務作業要件とあって、評価基準というのがだあっといっぱい書いてあって、結局、加点というのはそこで取りまとめてやるということなんですよ。

○齋藤係長 現行そういうことで考えます。

○井熊主査 そうすると、ここに書いてある1から22番までのことというのは評価基準ではなくて、こういう役割、作業要件を書くに当たっての要点ですよ。だから、評価基準という言葉で、この評価基準と評価ポイントが1対1対応になっているものが、まさしく評価基準だと思うんです。ちょっとわかりやすく書かないと。これが評価基準だというふうになると、この評価基準の、例えばこれは最高で200点加算するのであれば、どの辺に重きが置かれるのかという話になってしまいますよね。だから、書き方を工夫していただきたいと思いますけれども、そこのところはあくまでもこういう点を加味して、ここに書いてあるようなことを審査するんだというのがわかるようにしたほうがいいんじゃないかと思います。

○大屋係長 このような20などの要件の文章で、その中で200点ということではなくて、大つかみじゃなくて、もう少し細分化されたほうがいいということでしょうか。

○井熊主査 点数の配分を新たに細分化することはあえて必要ないと思うんですけれども、これが作業要件であれば、例えば以下に関する点を踏まえた作業要件が適切に書かれているかどうかということが評価基準ですよ、きっと。その辺がわかるようにしたほうがいいなど。

今回は総合評価を入れたりとか、調達を統合したりということで、チャレンジingなことをいろいろされてはいるんですけれども、そこのところはより競争性を高めようとか、達成しようということでチャレンジされているというご姿勢はよくわかるんですけれども、先生方からご指摘があった部分というのはもう少し書き方をきちんとしないと、応札する人に伝わらないんじゃないかなという感じがすごくするわけです。

なので、本質的にこのやり方がいいか悪いかということじゃなくて、もう1回この実施要項を、今、先生方からいただいたような点、例えば範囲の問題、どこからどこまでが業務範囲なのか、ほかの調達とどういう関係があるのかとか、おのおのがどういうスケジュールで進むのかということが、誰が見ても誤解がないような書きぶりになってないと、これは何に対して入札していいのかわからないんじゃないかなと思うんです。

○齋藤係長 先生のご指摘を踏まえまして検討させていただきます。

○大山専門委員 追加でいいですか。済みません。今の件にも絡むんですが、必須のところ、一応これ質問なので質問させていただきたいんですけれども、必須で「最優秀」と「優秀」に分ける意味なんですけれども、2者来たときにまず必須であれば、これその他ってここに書いてある上記以外というのは満たしてないという意味でしょうけれども、先

ほど話がありましたが。2者来たときにどっちかのほうに加点するということになりますよね。これって別の見方からすると、必須のものをよりよいものと言っているのは、オーバースペックになっていませんかという質問に対してどうお答えになるんですか。

必須だから、満たしていればいいんですよね。創意工夫がある必須だという言い方だったら、わかるんだけども、そこは任意の加点なので、普通は。項目自体が必須でと書いてあって、それで差をつけるという意味がよくわからない。これによって価格点が変わりますよね、当然。この辺はどうお考えなんですか。必須の項目がだあっと並んでいるので、それが気になったんですけど。

○齋藤係長 ご指摘の点につきましても、いま一度検討させていただきまして、誰が見てもとまではいかないにしても、皆さんがわかりやすい形での評価項目にさせていただきたいと思います。

○井熊主査 いろいろとご意見いただきましたけれども、直すところが多々あるなというふうに思っていて、これはもう1回直していただいたものを審議するという形でやりたいと思いますが、それはいかがですか、事務局のほうは。

○事務局 大体時期的には大丈夫だと思うんですが。

○齋藤係長 スケジュールですが、現状、評価で考えているスケジュールといたしましては、意見招請を3月の下旬、6月の下旬に入札公告、開札を8月の下旬というふうにスケジュールとしては考えています。

○事務局 といいますと、2月中に何とかしなきゃいけないわけでございますけれども、次回は審議がいっぱい入ってまして、2月は。どうすればいいかな。

○井熊主査 じゃ、回議にしましょうか。もしスケジュールが入らないんだったら。できないんならしょうがない。

○事務局 それでは、回議にさせていただきます。一応期間としては、3月から意見招請をかけるというスケジュール感でございますので、2月の中旬までには直しを入れていただいて、それから回議で審査いただくという形でいかがでしょうか。

○井熊主査 先生方、それでよろしいですか。ちょっと修正項目が多いかもしれませんけれども、回議で回らせていただいて、皆さんのご了解を得た上で意見募集としていただくという形にしたいと思います。

では、事務局のほうで、今日出ました論点を含めまして、どのような修正を行うかということ調整していただきまして、今の修正と先生方への確認、ご意見の聴取を行ってい

ただきたいと思います。各委員が確認した後に意見募集を行うということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○事務局 宮内庁さんはよろしいでしょうか。

○齋藤係長 よろしくお願ひいたします。

○井熊主査 先生方のほうから何かご意見等ございますか。

では、そういう方針で行ってまいりたいと思います。委員の先生方におかれましては、今日十分にご発言できなかった部分等ございましたら、事務局のほうにお寄せいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

(宮内庁退室、土木研究所入室)

○井熊主査 それでは、続きまして、国立研究開発法人土木研究所の情報システム運用支援業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、同研究所企画部業務課、橋本課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○橋本課長 土木研究所の橋本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、資料に沿って説明させていただきます。

まず、この情報システム運用支援業務でございますが、主にセキュリティの運用支援、操作等運用支援、利用状況整理といった内容の業務でございます。現行の契約が1者応札であったことから、市場化テストの継続となった案件でございます。今回、入札に至った経緯から、別紙資料C-1で説明させていただきます。

入札公告を平成30年11月1日に行いまして、開札を31年1月16日に行いました。入札結果でございますが、4者から資料請求がありまして、そのうち2者が応札し、2回入札しましたが、落札に至らなかったものでございます。

聴取結果でございますが、入札に参加しなかった2者を対象にアンケートによる調査を行いました。その結果、入札に参加しなかった理由としまして、会社に求められている資格がなかったということと過去の実績以上に作業が多発、あるいは集中した場合のリスクを考慮すると見積もりは難しいからということと、要件説明書など事前の提出書類の分量が多く、作成に労力を要するといった回答がございました。

裏面でございますが、今後の本事業の実施に向けた見直しでございます。

まず最初、不落対策として、予定価格の積算に一部物価版の価格を採用しておりましたが、実情に合わせて市場価格を取り入れて予定価格の積算の見直しを行います。

2つ目、参加者を増やす見直しとしまして、事前の調査から、実施要項（案）別紙2、業務概要毎の対応状況内訳について、表現の見直しを行うこととございます。これは具体的に資料2の19ページにつけてございます。従前は「ウェブサイトと操作支援」という表現をしていましたが、実際はウェブサイトの操作支援というのはほとんどなくて、電子メール機能の操作支援を行っていただいていたので、そのような表現に見直しを行います。

今後の入札予定でございます。入札公告につきましては平成31年4月17日、開札を31年7月5日、引き継ぎ期間等を考慮しまして業務の開始は平成31年10月1日からを考えてございます。また、10月1日までの期間のつなぎとしまして、4月1日から9月30日までの期間を一般競争のつなぎの業務を発注する予定で考えております。

説明は以上でございます。

○井熊主査 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかがですか。

早速ご説明いただいた内容が不落になった理由に対して、一定の対応をなされているというご判断でよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○大山専門委員 なかなか聞きづらいことなんですけれども、今回の予定価格の見直しでどれくらいかというのは大体わかりますよね。なので、それでもしいけるというご判断であれば、うまくやっていただけることを望みます。

○小尾専門委員 今回のこれ自体は10月1日からでいいんですが、4月1日からのつなぎって大丈夫ですか。一般競争入札ということは、これから入札にかけるとのことですよ。あまりにも時間的に短過ぎるような気がしていて、現行事業者がやってくれるんだったら、それはそれで全く可能性はあるんですが、そこしか結局ないのじゃないかということが危惧されていて、それだったら随契したほうがいいんじゃないかなとも思うんですが、そこら辺はできないというんだったらしょうがないんですけれども、今からやって大丈夫かなって、見通しとかはありますか。

○橋本課長 本来、今契約している業者に変更または随意契約という形でやっていただくのが一番安心できる場所とございます。期間的には非常に厳しい期間であります。ほかにもこの期間でやれるという会社があるかもしれませんので、一応、所としましては一般競争入札で行いたいと考えております。

○小尾専門委員 見通しがあればいいんですけども、全然誰も手を挙げなかったときはとまっちゃうと思うので、そのリスクを少し考えながらご判断されたほうがいいかなと思います。

○橋本課長 仮にどこも参加しなかったといった場合には、先ほどちょっと言いましたように、現行契約の会社と随意契約もしくは現行契約の変更という次の点を考えないといけないとは思っておりますが、まだ今の時点では4月からの契約に向けて、契約手続上間に合いますので、今は一般競争入札でまずはやっていきたいと考えております。

○井熊主査 よろしいですか。では、本件については、ご検討いただいた内容で進めていただくということで了承したいと思いますが、事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 では、以上で審議を終わりたいと思います。

○橋本課長 どうもありがとうございました。

(土木研究所退室)

○井熊主査 続きまして、事務局から報告案件がございます。

それでは、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、右肩に参考資料1、タイトル2列目で統計センターとなっている資料をご覧ください。

こちらは実施要項の変更及び契約変更(案)について、統計センターにおけるLAN等の運用管理業務に関するものでございます。

事業の概要は、LAN等(システム基盤)の運用管理業務です。実施期間は、現在市場化テストを実施中で、平成27年から平成31年12月31日までの5年間で、現在、契約期間終了の約1年前になっています。請負事業者は、NTTデータSMSです。契約金額は、5年間で総額約1億5千万円で現在行っているところです。

実施要項変更及び契約変更(案)の理由ですが、本運用管理業務の契約開始後に、当該運用管理業務の対象であるシステム基盤上に「オンサイト機能」を追加構築しております。

「オンサイト機能」といいますのは、※印に記載がありますように、「統計センターと連携する大学などにおいて設置された、情報セキュリティを確保した施設において、研究者などが統計調査の調査票情報を利用できるようにする機能」でございますが、これが平成31年4月から運用開始となることに伴い、運用管理業務が増加するといった背景でございます。

変更（案）の内容ですが、現行の請負事業者であるNTTデータSMSと契約を変更しまして、現在の運用管理業務の対象に「オンサイト機能」の部分を追加するという内容です。なお、期間につきましては平成31年4月から12月までの9カ月間ということで、現行の契約期間内での契約となっています。以上です。

○井熊主査 ただいまのご説明にご質問等ございましたら、ご発言ください。

○関野副主査 このオンサイト機能というのは27年のときにはわからなかったということでしょうけれども、いつごろわかって、このようにオンサイト機能をつけようということになったのか、その経緯がわかりましたら教えてください。

○事務局 資料としましては、参考資料2をご覧ください。統計センターが作成した資料ですが、2ページ目に経緯・理由が書かれております。オンサイト機能の構築を実際にいつ行ったかまでは報告を受けておりませんが、あくまで運用管理業務の契約後に構築があったという説明を受けております。

○関野副主査 オンサイト機能をつけてくださいと誰が言ってきたのか、まさかNTTデータが言ってきたわけじゃないと思うので。

○事務局 統計センター自身が決定して、先ほどオンサイト機能について※印のところに説明がありますように、大学等のいろいろな研究機関との関係ということで、統計センターが主体という話と理解しております。

○井熊主査 発注者の現場側からの要請ということですか。

○事務局 統計センターのほうでオンサイト機能をつけるようにしたということでございます。

○井熊主査 見積額についてもここにありますが、元契約の単価と同等で、工数を精査して積算したということですね。

よろしいでしょうか。特段のご質問、ご意見がないようでしたら、異存なしとしたいと思います。

○事務局 引き続き、空港有害鳥類防除業務（那覇空港）の実施要項内容の明確化につきまして、事務局よりご報告させていただきます。資料としまして、参考資料の「空港有害鳥類防除業務（那覇空港）における実施要項の内容の明確化について」をご覧ください。

第222回官民競争入札等監理委員会において議了されました「空港有害鳥類防除業務（那覇空港）」の実施要項におきまして、「増設滑走路併用開始に伴い、見直しの可能性がある」としていた箇所につきまして、昨年11月に国土交通省より、業務の実施内容が具

体化したことから、実施要項の内容をより明確化したいと報告を受け、実施要項の内容を明確化し、12月8日から入札公告を実施しております。

明確化した内容としましては、増設滑走路併用開始に伴い、見直しの可能性があるとしていた平成32年度以降の業務について防除機器及び材料の数量、業務時間及び業務体制に明確な数字を追加し、実施要項の別紙1に巡回経路の追加をしております。

以上のとおり、増設滑走路併用開始後の業務について、実施要項の明確化をいたしましたことを報告いたします。

以上です。

○井熊主査 これは要請に従って、単に内容を追記したということですよ。

○事務局 はい、そうです。

○井熊主査 よろしいですよ。じゃ、これについては了解ということで進めていただければと思います。

(農林水産省入室)

○井熊主査 では、続きまして、農林水産省の国有林の間伐等事業の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)につきまして、林野庁国有林野部業務課、嶋田企画官よりご説明を願いたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○嶋田企画官 ありがとうございます。ご紹介にあずかりました林野庁国有林野部業務課企画官をやっております嶋田と申します。手短に、なるべく簡潔にわかやすく説明したいと思いますので、よろしく申し上げます。

説明は主としまして、資料D-2により行いたいと思います。その他資料についても説明の中で適宜参照いただくこともありますので、よろしく申し上げます。

今回お示ししております平成31年度の実施要項(案)ですけれども、平成30年度の実施要項からの変更点、これを大きくカテゴリーとして分けますと、1つは31年度の実施箇所を掲載している。それから、入札参加資格、総合評価、その他の細かい項目について見直しを行っております。それらを順に説明させていただきます。

22ページから23ページをごらんください。こちらが平成31年度の実施箇所の一覧でございます。基本方針の内容に沿いまして平成31年度24カ所で実施することとしております。7局、関係の森林管理署で実施するという内容になっております。

8ページからが入札参加についてです。8ページの中ほどになりますが、前のページか

ら、こういった資格がある人でないと入札に参加できないというのが項目として並んでいるんですけども、ここに書いてありますとおり、税の滞納がないこと、あるいは保険等の適用を受けている場合には保険料の滞納がないことを追加させていただいております。これは官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針に基づき追加させていただいております。

25ページ、26ページ、この2ページにわたりまして説明させていただきます。ご案内のとおり、入札につきましては一般競争入札で、総合評価落札方式を採用しております。値段だけでなく技術的な部分を総合的に評価して、落札者を決定しているという方式をとっております。25ページ、26ページが評価の項目、基準を示した表でございます。黄色で着色している部分が新規に追加した項目、基準、配点となります。今回、黄色で着色している部分につきましては、いずれも加点項目を見直すものであります。それらについて詳しく説明させていただきます。

まず、25ページの半ば少し下の黄色の部分、26ページの一番上の黄色の部分、ここが加点項目のうちの企業の信頼性を評価する項目であります。林業全体として労働力の確保とか、事業体の育成というのが非常に大きな課題となっております。非常に条件の悪いところで仕事をしていただかなければならないということで、林業全体としてそれが非常に課題になっている。そういう中で、技術的なところで加点項目として、雇用形態でありますとか労働福祉の状況、経営体の登録の状況、不誠実な項目がないようなこと、それらをきちんと評価させていただきたい。これは健全な経営をして、きちんと作業もして、それも技術の整っているというところは当然こういったところで評価が高くなるんですけども、そういう点を評価してやらないと、先ほど言いましたように、非常に悪条件で作業をするという林業の特性からいって、林業全体として技術の継承でありますとか、持続的な発展が望めないということでこういった項目を設け、そして追加させていただきたいと考えております。

26ページの半ばあたりが、配置予定技術者等の継続教育を実施しているかという項目でございます。これは技術者の継続教育ということで、CPDに関しましては、いろいろな団体とか役所が行う研修であるとか、講習であるとか、そういったプログラムに参加した場合、参加した技術者に得点が付される仕組みです。これは要するに事業の計画や実行管理についていろいろな新しい技術が出てきている中で、昔の技術だけを持っているということではなく、継続的に、そういった進展、普及しつつある技術を常にフォローしてい

る技術者をきちんと評価したほうが、この事業目的からして非常に効果的だろうということで、こういった項目を設けさせていただきたいと考えております。

それから、下に黄色い箇所が3つありますが、これは地域の貢献に関する項目であります。まず、有害鳥獣については、特に植栽木の鹿食害が非常に課題になっておりまして、地方公共団体、あるいは県の林務部局、環境部局、狩猟団体、こういったところときちんと連携しないと山づくりそのものが毀損されますので、そういったところを評価したいと考えております。その下の2つは、民有林における森林経営計画の認定実績、あるいは民有林のほうで作業した実績を項目として追加させていただきたいと思っています。これは森林経営管理法が成立しておりますが、そういった意欲と能力のある林業経営体を選んで、そういったところに林地を集積して経営をしてもらうという仕組みです。そういった法律的な法制度をつくった経緯なども踏まえ、またこれまで民有林主体で事業を行ってきた事業体にも積極的に国有林の事業にも参加していただきたいということで、こういった項目を設けております。

その他、着色してない箇所は、評価基準の明確化とか細分化を図るような修正を、下線で表現させていただいております。

それから、今説明しました入札参加資格要件とか総合評価の項目等の見直しに伴って、入札参加に当たって事業体から提出される書類の様式であるとか、書類の種類を見直しておりますのが56から68ページになります。ここではいろいろな提出様式を定めておりますが、先ほど説明しました内容に沿ってこういった資料をつけてくださいとか、こういった項目に記入してくださいというのが、56から68ページにかけて書いてあります。

それから、55ページをごらんいただきますと、6月の実施状況評価の監理委員会におきまして、評価の仕方をもう少し工夫すべきであるという指導をいただきましたので、それに対応して、実施状況が著しく低い水準の場合に、きちんとその内容を記述することとする見直しを行っております。

それから、今回お示ししている案の前のバージョンの案でパブコメを行っております。資料D-6をごらんいただきたいのですが、結果についてはここに書いてあるとおり、いろいろな表記に関するご意見等を一般の方からいただいておりますので、それに対応した修正等を今回お示しした案で反映しております。

さらに、資料としましては、27ページから54ページまでが、今年度実施の各箇所に係る実施状況をまとめたものであります。かなり大部ですけれども、こういった形で今年

度まで実施しておりますということです。

最後に、今回、要項（案）をお示しさせていただいておりますが、これが固まりましたら、現場の森林管理局署のほうでなるべく早期に発注するというところで、いま現在準備を進めているところでございます。

ぜひご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願ひます。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。今の25ページ、26ページのところで新たに追加されているんですけれども、休日とか働きぐあいという話だろうと思うんですけれども、過去1年間に林野分野で取得ポイントがあるとか、経験があるかということだろうと思うんですけれども、あとは有害鳥獣もそうですけれども、新規参入する方に対しては逆に参入障壁になるという懸念はないのでしょうか。

○嶋田企画官 我々の思っている新規参入というものは、最後に説明しました加点項目のうち、民有林のほうで作業している方々が入っていただくことが新規参入にあたると考えていまして、そのあたりはこういった民有林で一生懸命やっている方々を評価することによって促したいと考えております。

○関野副主査 最初にご説明があったとおり、基本的にノウハウというか、人を育てるといことも林野庁としては主目的といいますか、1つの目的があると思うんですけど。

○嶋田企画官 担い手の確保という言い方をよくさせていただいておりますけれども、担い手の確保については、この事業というよりもほかの施策で、緑の雇用制度といった支援措置を講じて、森林組合とか林業事業体の方が新規の就労者を雇ったときに、最初の二、三年の研修受講を支援するといった施策が講じられております。そういったところが仮に民有林のほうで作業しているのであれば、ぜひこちらにも来ていただくのもいいし、こちらで作業している人が向こうに行ってもらってもいいんですけれども、そういう形でより多くの方に働いてもらいたいと考えています。

○関野副主査 今話題の海外の方の……。

○嶋田企画官 海外人材の活用。

○関野副主査 そうですね。そういうのはどこかに入っているものなんですか。

○嶋田企画官 林業分野におきましては、検討の中で、特にそういった人材が必要という話については、機は熟していない、正確な表現ではないかもしれませんが、いろいろな仕組みをつくる場所の対象には今のところはなっていないと聞いております。

○井熊主査 今回の修正の一番大きなポイントは25ページ、26ページかなと思うんですけども、今いろいろな社会的な要請があるので、いろいろ事業者さんに条件を求めるといった流れが全体的にあることは仕方がないのかなと思うんですが、ただ、ここに書かれてあるのは体制が整っているとか、認定を受けているとか、実績があるかということで、基本的には資格条件であるとか、競争条件等を厳しくする方向の条件が基本的に追加されているわけです。ただでさえこの事業というのは競争性が十分ではないので、こういうことが競争性を妨げる原因にはならないんですか。

○嶋田企画官 我々の認識としましては、こういう雇用条件なり就労条件というものをきちんと備えていない事業者というのは、早晚という言い方が正しいかはわからないんですけども、きちんと仕事ができなくなるだろうと考えておきまして、そういった意味で、そういったところを引き上げることによって持続的に多数の事業者が生きていけるようになり、長い目で見れば競争性が将来にわたっても確保されるようにという形で考えております。

○井熊主査 おっしゃるとおりなのかなと思うんですけども、ただ一方的に、こういう条件がなきゃだめだということだけではなくて、それを備えるように教育であるとか、指導であるとか、支援であるとか、そういう御庁の施策と求める条件がリンクしていれば、今おっしゃるとおりなのかなと思うんですが、一方的に条件を求めるとだけだと、単に参加事業者が減るとということにもなりかねないと思うんです。

○嶋田企画官 もう一つ付け加えさせていただきますと、説明が不十分だったかもしれませんが、これらの追加については加点項目ということで、これがないと参加できないということではありません。必須項目のほうはこれを備えてないと参加資格を失うという項目ですが、加点項目ですので、そういった意味である程度、先ほど言いましたような観点から、落札者を決定するに当たって複数いた場合にこういったところで評価させていただいて、より安定した雇用なり、すぐれた技術者を抱えるような入札参加者に事業をやっただけでなく、事業全体の効果を増すと考えています。

○井熊主査 わかりました。

あと、この事業も随分ここで議論していて、これ応札の書類を準備するのが大変だみた

いな意見もあったと思うんですが、今おっしゃった方法の中で、なるべく提出書類を簡便にして、事業者の重複があるとかないとか、不必要な書類を求めてないとか、そういう事業者の応札負担を減らすという再確認をぜひしてほしいと思います。

○嶋田企画官 それにつきましては、おっしゃるとおり、負担感があるという話もありますので、公サ法に基づく発注事業のみならず、ほかの事業も含めて今検討を進めていまして、全体として競争性が増すような方法でそういう書類の簡素化なども図れればと考えます。

○井熊主査 いかがですか。

○関野副主査 どこでしたっけ、去年、入札がうまくいかなかったというか。

○嶋田企画官 静岡と島根です。資料には出ていませんが。

○関野副主査 そこに対して何か特別にまた実施要項を変えるということにはなかったということですね。

○嶋田企画官 そうですね。実施要項の書きぶりというよりも、事業者とコミュニケーションを、例えば説明会を実施することはしていますが、その段階で複数年で契約することによるメリットがどうも伝わっていないということもあったようなので、要項の内容そのものには反映していませんが、実際これから説明会をする際に、そのあたりをきちんと伝えるようにということを指示しております。

○関野副主査 わかりました。

○井熊主査 大丈夫ですかね。

それでは、もう少し考慮してほしいなという面はありますけれども、そこら辺を踏まえまして、この実施要項で進めていただければと思います。したがって、本実施要項につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の取り扱いや監理委員会への報告につきましては、私にご一任いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

事務局のほうから何かございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 では、本日の審議はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

(農林水産省退室)

— 了 —